

(別紙2)

資金改善報告書

開示者(申請者):

医療法人○○会 理事長 豊田 大照 ①: 資金改善の経緯

別紙1の「賞上げ支援事業基準額」と一致するようにしてください。

2,000,200円

医療機関等の名称(法人の場合は法人名):

医療法人○○会 ②: 賞上げ支援事業の基準額

1,974,000円

令和8年6月1日以前のベースアップ月額水準の維持・拡大

○ ③: 選定額

1,974,000円

寄付金その他の収入額

商標の中に他の補助金が含まれている場合は記入

0円 ④: 申請額(千円未満切り捨て)

1,974,000円

1名あたり平均額 (役職によって異なる場合は加重平均してください)						資金改善の総額					
資金改善の内容	①対象人数 (常態執事数)	②月額または一時金支給額	③月数	令和8年6月1日以前のベースアップ月額水準 (直接入力)	令和8年6月1日以前のベースアップ月額水準が支給額以上(自働判定)	1名あたり平均額(月額)	資金改善の内容	①対象人数 (常態執事数)	②月額または一時金支給額	③月数	資金改善の総額
賞上げ(ベースアップ分)((①対象人数×②月額×③月数)+④対象人数)	0.0人	0円	0月	0円	○	0円	賞上げ(ベースアップ分)((①対象人数×②月額×③月数)	0.0人	0円	0月	0円
特別手当((①対象人数×②月額×③月数)+④対象人数)	32.5人	5,048円	2月	5,048円	○	5,048円	特別手当(①対象人数×②月額×③月数)	32.5人	5,048円	2月	328,000円
一時金((①対象人数×②支給額)+④対象人数)	32.5人	20,769円	4月分	5,048円	×		一時金(①対象人数×②支給額)	32.5人	20,769円	4月分	676,000円
令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年8月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)				283,000円	○	0円	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年8月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)				997,200円

(職種内訳) 実行が不足する場合は適宜追加すること。

1名あたり平均額 (役職によって異なる場合は加重平均してください)						資金改善の総額						
職種	資金改善の内容	①対象人数 (常態執事数)	②月額または一時金支給額	③月数	令和8年6月1日以前のベースアップ月額水準 (直接入力)	令和8年6月1日以前のベースアップ月額水準が支給額以上(自働判定)	1名あたり平均額(月額)	資金改善の内容	①対象人数 (常態執事数)	②月額または一時金支給額	③月数	資金改善の総額
看護師	賞上げ(ベースアップ分)((①対象人数×②月額×③月数)+④対象人数)			月額		○	#DIV/0!	賞上げ(ベースアップ分)((①対象人数×②月額×③月数)	0.0人	0円	0月	0円
	特別手当((①対象人数×②月額×③月数)+④対象人数)	20.5人	5,000円	2月	5,000円	○	5,000円	特別手当(①対象人数×②月額×③月数)	20.5人	5,000円	2月	205,000円
	一時金((①対象人数×②支給額)+④対象人数)	20.5人	20,000円	4月分	5,000円	○	5,000円	一時金(①対象人数×②支給額)	20.5人	20,000円	4月分	410,000円
	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年8月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)				280,000円	○	5,000円	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年8月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)				694,000円
事務職員	賞上げ(ベースアップ分)((①対象人数×②月額×③月数)+④対象人数)					○	#DIV/0!	賞上げ(ベースアップ分)((①対象人数×②月額×③月数)	0.0人	0円	0月	0円
	特別手当((①対象人数×②月額×③月数)+④対象人数)	8.5人	6,000円	2月	6,000円	○	6,000円	特別手当(①対象人数×②月額×③月数)	8.5人	6,000円	2月	102,000円
	一時金((①対象人数×②支給額)+④対象人数)	8.5人	25,000円	4月分	6,000円	×	6,250円	一時金(①対象人数×②支給額)	8.5人	25,000円	4月分	212,500円
	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年8月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)				220,000円	○	16,000円	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年8月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)				409,200円
理学療法士	賞上げ(ベースアップ分)((①対象人数×②月額×③月数)+④対象人数)					○	#DIV/0!	賞上げ(ベースアップ分)((①対象人数×②月額×③月数)	0.0人	0円	0月	0円
	特別手当((①対象人数×②月額×③月数)+④対象人数)	2.0人	3,000円	2月	3,000円	○	3,000円	特別手当(①対象人数×②月額×③月数)	2.0人	3,000円	2月	12,000円
	一時金((①対象人数×②支給額)+④対象人数)	2.0人	15,000円	4月分	3,000円	×	3,750円	一時金(①対象人数×②支給額)	2.0人	15,000円	4月分	30,000円
	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年8月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)				0円	○	0円	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年8月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)				0円
作業療法士	賞上げ(ベースアップ分)((①対象人数×②月額×③月数)+④対象人数)					○	#DIV/0!	賞上げ(ベースアップ分)((①対象人数×②月額×③月数)	0.0人	0円	0月	0円
	特別手当((①対象人数×②月額×③月数)+④対象人数)	1.5人	3,000円	2月	3,000円	○	3,000円	特別手当(①対象人数×②月額×③月数)	1.5人	3,000円	2月	9,000円
	一時金((①対象人数×②支給額)+④対象人数)	1.5人	15,000円	4月分	3,000円	×	3,750円	一時金(①対象人数×②支給額)	1.5人	15,000円	4月分	22,500円
	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年8月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)				0円	○	0円	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年8月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)				0円

【2.0超部分算定シート】

1名あたり平均額 (役職によって異なる場合は加重平均してください)											賃金改善の総額
賃金改善の内容	I 令和7年3月31日時点の賃金水準(月額)	II 令和7年度中の賃金改善額(月額)	III 令和7年度中の賃金改善割合	IV 本事業の支給額を充てられる上限月額	V 本事業の支給額を充てる月額(IVの範囲内)	VI 本事業の支給額を充てる期間(最大:令和7年12月~令和8年5月の6ヶ月)	VII 対象人数(常勤換算数)	令和8年6月1日以降のベースアップ月額水準(直接入力)	令和8年6月1日以降のベースアップ月額水準がII以上(自動判定)	1名あたり平均額(月額)	賃金改善の総額
令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	241,250円	253,000円	4.9%	6,925円		6月	24.0人	253,000円	○	0円	997,200円

総額は左の内容の計算結果ではなく内訳の合計額が自動計算されます。

(職種内訳) ※行が不足する場合は適宜追加すること。

1名あたり平均額 (役職によって異なる場合は加重平均してください)												賃金改善の総額
職種	賃金改善の内容	I 令和7年3月31日時点の賃金水準(月額)	II 令和7年度中の賃金改善額(月額)	III 令和7年度中の賃金改善割合	IV 本事業の支給額を充てられる上限月額	V 本事業の支給額を充てる月額(IVの範囲内)	VI 本事業の支給額を充てる期間(最大:令和7年12月~令和8年5月の6ヶ月)	VII 対象人数(常勤換算数)	令和8年6月1日以降のベースアップ月額水準(直接入力)	令和8年6月1日以降のベースアップ月額水準がII以上(自動判定)	1名あたり平均額(月額)	賃金改善の総額
看護師	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	250,000円	280,000円	4.0%	5,000円	5,000円	6月	19.8人	280,000円	○	5,000円	594,000円
事務職員	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	200,000円	220,000円	10.0%	16,000円	16,000円	6月	4.2人	220,000円	○	16,000円	403,200円
理学療法士	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分			#DIV/0!	#DIV/0!					○	#DIV/0!	0円
作業療法士	令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分			#DIV/0!	#DIV/0!					○	#DIV/0!	0円

2.0%を超える部分

定期昇給は賃金改善に含めません

賃金改善報告書と同じ職種が自動記入されます